2025 年7月吉日

お客さま　各位

永和信用金庫

「外貨普通預金規定」「外貨定期預金規定」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。
今般、当金庫の「外貨普通預金規定」「外貨定期預金規定」の一部を、下記のとおり改定させていただきます。
改定後の規程は、改定前からご利用のお客さまにも適用されますので、改定する規定と主な改定内容等をお知らせします。

記

改定日
2025 年8月4日（月）

主な改定内容
≪外貨普通預金・外貨定期預金共通事項≫

1）両替業務を廃止し外貨現金の在庫を持たないことから、（外国通貨現金による払い戻し）欄について、「外国通貨現金による受入れ・払戻し」として「受入れ」表記を追記し、外貨預金は「外貨現金による受入れ又は払戻しはできない」旨を記載しました。

2）（保険事故発生時における預金者からの相殺）欄について、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いについて、「当金庫の定めによる」旨を記載しました。

3）（準拠法、合意管轄）欄について、当金庫の普通預金規定との整合性を取るために、文言を修正しました。

4）（規定の変更等）欄の顧客への周知方法について、「店頭表示」から実情に合わせて「当金庫ウェブサイトへの掲載」へ変更しました。

5）その他文言・句読点の追記及び軽微な修正、順序の入替等を行いました。

≪外貨普通預金規定≫

1）利用ベンダーの変更に伴い、（通帳）欄の取引明細の表記を「外貨普通預金お取引明細のご案内」から「（外為）外貨普通預金照合表」に変更しました。

2）アンチマネー・ローンダリングの観点から（口座への受入れ）欄の「現金」を削除しました。

3）利率は金融情勢に応じて変更する旨を（利息）欄に追記しました。

以上